

輪島市災害公営住宅（鳳至地区）  
実施設計技術協力業務（施工予定者選定）  
に係る公募型プロポーザル  
事業者審査基準

令和8年5月

輪島市

## 目次

第 1	総則	1
第 2	選定方法・体制	1
1	選定方法	
2	選定体制	
3	選定手順	
第 3	審査の項目・基準・配点	2
1	参加資格審査	
2	提案審査	
第 4	施工予定者等の決定	4

## 第1 総則

この事業者審査基準（以下「本審査基準」という。）は、輪島市（以下「市」という。）が実施する輪島市災害公営住宅（鳳至地区）実施設計技術協力業務（施工予定者選定）（以下「本業務」という。）において、契約の相手方となる施工予定者を適切に選定するため、提案書の審査基準を示すものである。

## 第2 選定方法・体制

### 1 選定方法

応募者より提出された提案書等については、本審査基準に基づき、施工・工程計画、技術協力業務の実施方法、技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制、概算工事費等を総合的に審査し、施工予定者を選定するものとする。

### 2 選定体制

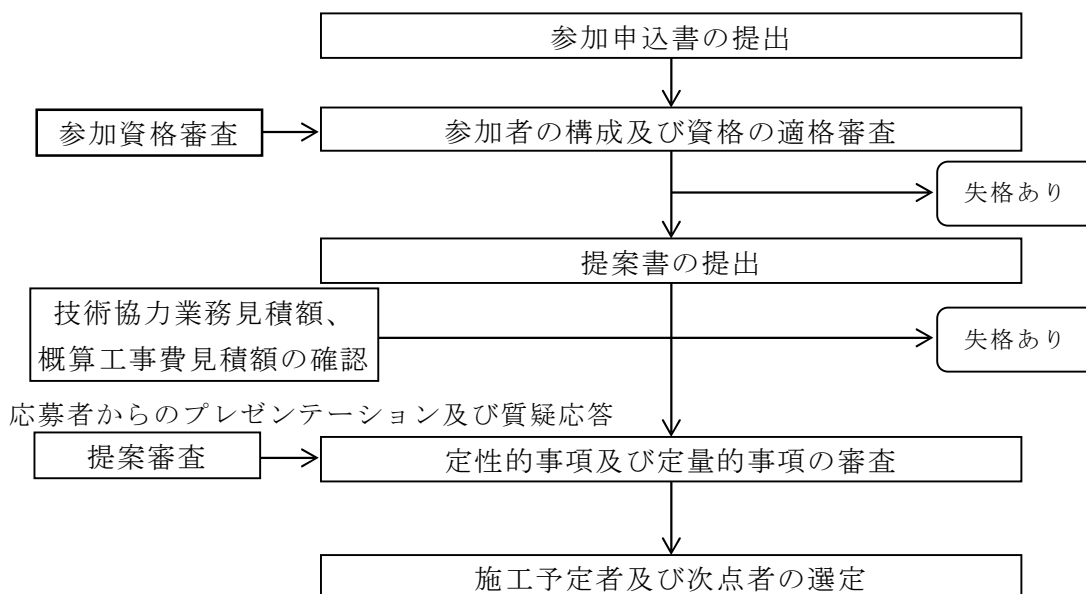
提案内容の審査に当たっては、本審査基準に基づく提案書の審査、施工予定者及び次点者の選定を行う選定委員会を設ける。

選定委員会は、委員6名により構成する。委員の氏名は、本業務契約後に公表する。なお、本業務契約までの間に、応募者又はその関係者が、委員に対し、施工予定者選定に関する相談や自己の利益になる目的のために働きかけを行った場合は、失格とする。

### 3 選定手順

審査は、参加資格審査、提案審査に分けて実施し、その評価に応じ、施工予定者及び次点者を選定する。

参加資格審査は、市の事務局が審査するものとし、提案審査は、選定委員会において審査する。なお、参加資格審査において、必要な要件等を満たしていない場合、技術協力業務見積額が市の予定する提案上限額を上回っている場合、概算工事費見積額が市の予定する工事費限度額を上回っている場合は失格とする。失格の場合は、その後の審査を実施しない。



### 第3 審査の項目・基準・配点

#### 1 参加資格審査

輪島市災害公営住宅（鳳至地区）実施設計技術協力業務（施工予定者選定）に係る公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）第1.9に定める参加資格要件を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

#### 2 提案審査

提案審査では、以下に示す評価方法・項目・配点に基づき実施するものとし、事業者選定委員会の評点で評価する。

- (1) 定性的事項 80点
- (2) 定量的事項 20点（合計100点）

##### 2-1 定性的事項の評価（80点）

定性的事項の評価は、表-1に示す評価区分を参考とし、表-2に示す評価項目に対する得点を決定する。

なお、表-1に示す得点は評価に当たっての基準であり、中間値を用いることができる。

（表-1）評価区分と配点基準

	評価区分	配点基準（点）		
		項目1 ②	項目2 ①～④	左記以外
A	優れている	20	5	10
B	やや優れている	16	4	8
C	ふつう	12	3	6
D	やや劣る	8	2	4
E	劣る	4	1	2
F	記載なし	0	0	0

（表-2）定性的事項に関する評価項目と配点

評価項目	評価の視点	配点
項目1. 施工・工程計画についての提案	① 施工・工程計画についての提案においては、掘削時の湧水対策、基礎施工方法、交通安全対策、振動・騒音・粉塵等に関する近隣対策（特に、周辺の応急仮設住宅、戸建て住宅等に対する配慮・対策）など、その具体性・実現性・安全性等について適切に提案されている。 ② 本工事における課題や問題点としてとらえられる内容を具体的に提示し、その課題に対する解決方法が適切に提案されている。 ③ 提案した工期を遵守するための施工工程・スケジュールが具体的かつ適切に提案されている。	40

項目 2. 技術協力業務の実施方法	① 技術協力業務の開始に当たり、提出された概算工事費の根拠及び考え方、コスト増などのリスク要因、発注者及び設計者との共有方法について提案されている。 ② 技術協力業務期間中のコスト管理支援における、概算工事費内訳明細書の活用方法について提案されている。 ③ 技術協力業務の概略スケジュールと具体的な業務内容・想定される課題と解決策の提示（例：実施設計の手戻りの防止、コスト推移の確認とリカバリー時間の確保等）について提案されている。 ④ その他技術協力業務を効率的に進めるための事業者独自の提案がされている。	20
項目 3. 技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制	① 業務実施にあたってのチーム編成、チームの特徴、各担当者の能力や実績・資格、発注者及び設計者との具体的な協議方法などが提案されている。 ② 市内事業者の活用方法等が提案されている。	20
合計		80

## 2-2 定量的事項の評価（20点）

定量的事項は、基準配点を20点とし、以下により概算工事費等を評価する。

（表-3）定量的事項に関する評価項目と配点

評価項目	評価の視点	配点
項目 4. 概算工事費	廉価で要求水準を備えた概算工事費	20
合計		20

### （1）概算工事費

#### ① 評価方法

事業者が提案する概算工事費が最も低いものを1位とし、その配点を20点（ $B_2$ ：満点）とした上で、2位以下の配点は、1位となった最低価格との比率（ $C_2/D_2$ ）を考慮し、下記計算式により算出する。

#### ② 計算式

$$A_2 = B_2 \times (C_2 / D_2)$$

$A_2$ ：概算工事費に対する得点（点：少数第3位以下は切り捨てる。）

$B_2$ ：配点（1位の売買価格への配点＝20点）

$C_2$ ：1位の概算工事費（最低価格）（円）

$D_2$ ：2位以下となる概算工事費（円）

#### 第4 施工予定者等の決定

施工予定者及び次点事業者は、評価点60点以上の事業者のうち上位から順に決定する。

また、応募者が1者の場合であっても評価点60点以上であれば決定する。